

HACCP制度化を社員モラル教育のチャンスと考える

～食の安全確保は、モラルの高い企業風土育成から～

NPO近畿HACCP実践研究会

副理事長 落 亨

平成30年6月13日に食品衛生法の改正が行われ、HACCPの制度化が公布された。制度化ということは、すべての食品事業者がHACCPシステムを導入する義務と責任が生じたということである。であれば、どこよりも先にこの制度を利用してHACCPシステム導入に取り組み、さらに社員のモラル教育も同時に達成するチャンスである。

具体的に言えば、HACCPシステム7原則12手順に取り組み、まず一般衛生管理要件のレベル未達を切実に、目の当たりにする企業が大半である。そこで、この一般管理要件のレベルをお客様に安心して、納得してもらえるレベルまで引き上げるために5S（製造環境の整理・整頓・清潔・清掃・躰）に取り組み、製品の食品安全確保を達成できる企業風土にすることが必要である。

実施に際しては、まず社長以下全員参画で徹底した整理・整頓からスタートする、実施すると直ちに成果が表れる、作業スペースの確保、作業動線のスムーズ化、探す手間の短縮、在庫管理の効率化、原材料、副資材の無駄な在庫の払拭など、目に見えて仕事のやり易さが体験でき、さらに月度決算で儲かる実体験ができる。

このような体験をすると、社員全員の意識、お客様の立場に立って仕事をするという前向きなモラルに大きく変貌する。このモラル向上ができてくると、HACCPシステムを導入し、SOP, SSOP等のルールを決めても全員が当然のごとく日常管理として遵守する企業風土が形成されるのである。

このような経過を積んだ企業の経験者がNPO近畿HACCP実践研究会には理事・幹事として所属しており定期的な講演会、交流会で紹介並びにフォロー等のお手伝いをしております。

ぜひ、今回のHACCP制度化を社員のモラルアップのチャンス、並びに会社を儲かる会社への変革のチャンスと考え、どこよりも早く一般衛生管理要件のレベルアップから取り組むことを推奨します。

---

特定非営利活動法人近畿HACCP実践研究会 事務局

大阪市淀川区木川西2-2-5 三和建設ビル内

<https://www.workshop-haccp.org>